

別表第1 (第9条関係)

病状 (症状) 例	利用できる者の基準	利用の拒否及び中止の基準
発熱	入室時38.5℃以下 ただし、以下の症状があれば入室できない ①呼吸困難がある ②水様便の下痢・嘔吐等による脱水症状がある ③倦怠感(ぐったりしている)があり元気がない ④麻疹・水痘等の感染力の強い発疹性疾患である	以下のいずれかの症状がある場合 ①39℃以上の高熱となっている ②倦怠感(ぐったりしている)を認める ③咳嗽や喘鳴がひどくなり、呼吸困難がある ④熱性けいれんを生じた ⑤頻回の水様便・嘔吐等による脱水症状を認める ⑥食欲がなく水分や食事を摂取しない
嘔吐	嘔吐がみられても脱水症状がなく、水分等を摂取できる ただし、以下の症状があれば入室できない ①倦怠感(ぐったりしている)があり元気がない ②38.5℃以上の発熱がある ③水様便が頻回(24時間以内に5回以上)にある ④咳嗽や喘鳴がひどく呼吸困難がある	以下のいずれかの症状がある場合 ①倦怠感(ぐったりしている)を認める ②脱水症状が強くなっている ③39℃以上の高熱となっている ④咳嗽や喘鳴が強く呼吸困難がある ⑤水様便が頻回となり、脱水症状を認める ⑥嘔吐を頻回に認め、脱水症状を認める ⑦嘔気・嘔吐や咳嗽のために、水分や食事を摂取しない
下痢	下痢がみられても脱水症状がなく、水分等を摂取できる ただし、以下の症状があれば入室できない ①倦怠感(ぐったりしている)があり元気がない ②38.5℃以上の発熱がある ③水様便が頻回(24時間以内に5回以上)にある ④嘔吐を頻回に認める ⑤咳嗽や喘鳴がひどく呼吸困難がある	以下のいずれかの症状がある場合 ①倦怠感(ぐったりしている)を認める ②脱水症状が強くなっている ③39℃以上の高熱となっている ④咳嗽や喘鳴がひどく、呼吸困難がある ⑤水様便が頻回となった ⑥嘔吐を頻回に認める ⑦嘔気・嘔吐や咳嗽のために、水分を摂取しない
咳嗽・喘鳴	咳嗽や喘鳴がみられても呼吸困難がない ただし、以下の症状があれば入室できない ①倦怠感(ぐったりしている)があり元気がない ②努力呼吸や陥没呼吸などの呼吸困難がある ③38.5℃以上の発熱がある ④咳嗽や喘鳴がひどく、水分等が摂取できない ⑤咳嗽がひどく、水分を摂取しても嘔吐してしまう	以下のいずれかの症状がある場合 ①倦怠感(ぐったりしている)を認める ②努力呼吸や陥没呼吸などの呼吸困難がある ③39℃以上の高熱となっている ④咳嗽や喘鳴がひどく、水分が摂取できない ⑤咳嗽がひどく、水分食事を摂取しても嘔吐してしまう